

公益財団法人日本サッカー協会「日本サッカー殿堂」内規 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
公益財団法人日本サッカー協会「日本サッカー殿堂」内規	公益財団法人日本サッカー協会「日本サッカー殿堂」内規	
日本サッカー殿堂	日本サッカー殿堂	
公益財団法人日本サッカー協会は、日本サッカーミュージアム内に「日本サッカー殿堂」を設置する。「日本サッカー殿堂」には日本サッカーへの顕著な功労者を掲額する。その選考方法は、下記のとおりとする。	公益財団法人日本サッカー協会は、日本サッカーミュージアム内に「日本サッカー殿堂」を設置する。「日本サッカー殿堂」には日本サッカーへの顕著な功労者を掲額する。その選考方法は、下記のとおりとする。	
1. 殿堂委員会	1. 殿堂委員会	
① 理事会で委員長を選出する（任期2年）。	① 理事会で委員長を選出する（任期2年）。	
② 委員長が11名以内の委員を推挙し、殿堂委員会を組織し、理事会で承認を得る（任期2年）。	② 委員長が11名以内の委員を推挙し、殿堂委員会を組織し、理事会で承認を得る（任期2年）。	
2. 候補者	2. 候補者	
殿堂委員長は殿堂委員会を招集し、下記に定める選考資格に従い、候補者名簿を作成する。	殿堂委員長は殿堂委員会を招集し、下記に定める選考資格に従い、候補者名簿を作成する。	
・ 日本サッカー界に永年にわたり、顕著な貢献をした選手	・ 日本サッカー界に永年にわたり、顕著な貢献をした選手	
・ 満60歳以上（選考時）の者、ただし物故者はこの年齢基準の対象外とする。	・ 満60歳以上（選考時）の者、ただし物故者はこの年齢基準の対象外とする。	
候補者の選出基準については別に定める。	候補者の選出基準については別に定める。	
3. 投票選考	3. 投票選考	
殿堂委員会は、下記の要件をみたす者（以下投票者という）に、候補者名簿を提示し、投票により選考を依頼する。	殿堂委員会は、下記の要件をみたす者（以下投票者という）に、候補者名簿を提示し、投票により選考を依頼する。	
・ 理事、監事	・ 理事、監事	
・ 東京運動記者会サッカー分科会加盟社およびサッカー専門誌	・ 東京運動記者会サッカー分科会加盟社およびサッカー専門誌	
・ 10年以上のサッカー報道経験があり、サッカーに対して見識あるメディア関係者	・ 10年以上のサッカー報道経験があり、サッカーに対して見識あるメディア関係者	
・ 掲額者本人	・ 掲額者本人	
・ 殿堂委員および委員経験者	・ 殿堂委員および委員経験者	

・ブロック新聞社および地方新聞社	・ブロック新聞社および地方新聞社	
① 投票者に10名以内の候補者名簿と投票用紙を送付する。	① 投票者に10名以内の候補者名簿と投票用紙を送付する。	
② 投票者は、投票用紙に候補者が5名以内の場合は1名、6名以上の場合は2名以内の掲額に値する者を記入し、返送する。	② 投票者は、投票用紙に候補者が5名以内の場合は1名、6名以上の場合は2名以内の掲額に値する者を記入し、返送する。	
③ 投票は記名投票とし、該当者無しの場合も有効票とする。	③ 投票は記名投票とし、該当者無しの場合も有効票とする。	
④ 殿堂委員会は票数を集計し、原則として投票総数の75%以上の得票者を確認し、理事会へ報告する。	④ 殿堂委員会は票数を集計し、原則として投票総数の75%以上の得票者を確認し、理事会へ報告する。	
⑤ 投票の結果、得票が75%未満10%以上の候補者は、次回以降の投票のための候補者名簿に3回まで掲載されるものとする。	⑤ 投票の結果、得票が75%未満5%以上の候補者は、 <u>次回の投票のための候補者名簿に掲載される。次回の投票においても5%以上の得票があれば、さらに次々回の投票のための候補者名簿に掲載され、初回掲載時から通算5回まで同様とする。なお、得票が5%未満の場合は、次回投票のための候補者名簿から削除されるものとし、それ以降の投票のための候補者名簿に掲載されることはないものとする。</u>	次回投票名簿掲載の最低得票率及び掲載回数を変更し、最低得票率が下回った場合を明示した。
4. 特別選考	4. 特別選考	
殿堂委員会は、資格を満たしている者のうち、下記にあたる者を「投票」を行わない候補者として理事会に推薦することができる。	殿堂委員会は、資格を満たしている者のうち、下記にあたる者を「投票」を行わない候補者として理事会に推薦することができる。	
・ 日本サッカー界の発展に顕著な貢献をした者	・ 日本サッカー界の発展に顕著な貢献をした者	
・ 歴代会長	・ 歴代会長	
候補者の選出基準については別に定める。	候補者の選出基準については別に定める。	
上記の規定にかかわらず、FIFA（国際サッカー連盟）またはIOC（国際オリンピック委員会）が開催する世界大会で顕著な成績を残した「チーム」を、20年以上経過した後、これを理事会に推薦することができる。	上記の規定にかかわらず、FIFA（国際サッカー連盟）またはIOC（国際オリンピック委員会）が開催する世界大会で顕著な成績を残した「チーム」を、20年以上経過した後、これを理事会に推薦することができる。	
5. 承認	5. 承認	
理事会は殿堂委員会からの推薦名簿を受け、日本サッカー殿堂掲額の承認をする。	理事会は殿堂委員会からの推薦名簿を受け、日本サッカー殿堂掲額の承認をする。	
特別選考者については、殿堂委員会からの推薦名簿を受け、理事会が審議し、これを承認する。	特別選考者については、殿堂委員会からの推薦名簿を受け、理事会が審議し、これを承認する。	
6. 掲額者の待遇及び特典	6. 掲額者の待遇及び特典	

<p>掲額者本人又は掲額者親族には、次の待遇及び特典を与えることができる。ただし、第4項の「チーム」については本項を適用しない。</p>	<p>掲額者本人又は掲額者親族には、次の待遇及び特典を与えることができる。ただし、第4項の「チーム」については本項を適用しない。</p>	
<p>【掲額者本人】</p>	<p>【掲額者本人】</p>	
<p>① 天皇杯全日本選手権決勝戦への招待</p>	<p>① 天皇杯全日本選手権決勝戦への招待</p>	
<p>② 日本代表試合（国内）への招待</p>	<p>② 日本代表試合（国内）への招待</p>	
<p>③ 日本サッカー殿堂掲額式典への招待</p>	<p>③ 日本サッカー殿堂掲額式典への招待</p>	
<p>④ 日本サッカー協会周年行事等への招待</p>	<p>④ 日本サッカー協会周年行事等への招待</p>	
<p>【掲額者親族（配偶者及び一親等）】</p>	<p>【掲額者親族（配偶者及び一親等）】</p>	
<p>① 日本サッカー殿堂掲額式典への招待</p>	<p>① 日本サッカー殿堂掲額式典への招待</p>	
<p>② 日本サッカー協会周年行事等への招待</p>	<p>② 日本サッカー協会周年行事等への招待</p>	
<p>7. その他</p>	<p>7. その他</p>	
<p>内規に定められていない事項については、別に定めることができる。</p>	<p>内規に定められていない事項については、別に定めることができる。</p>	